



第3回 運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会

消費者庁における 消費者安全に関する取組

令和7年9月
消費者庁消費者安全課



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

事故情報の集約・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費生活相談窓口
(国民生活センター
消費生活センター等)

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知
5,471件※1

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)
14009件※1

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※2)
1295件※1

事故情報データ
バンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供
6,082件※1

事故情報
の提供

※1 2024年度登録件数。

※2 消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁(事故情報を一元的に集約し、分析)
累積件数: 402,214件、2024年度登録件数: 28,634件
(※医療機関ネットワーク参画機関からの情報提供除く)

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

・定期公表・各省との共有
・事故情報データバンク

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS・メールマガジン
「みんなの消費安全ナビ」

調査の申出

報告書等の
公表

消費者

事故情報データベース

○消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、製品評価技術基盤機構（nite）、日本司法支援センター（法テラス）、日本スポーツ振興センター、国民生活センター、全国の消費生活センター、日本中毒情報センターの情報を登録

⇒ 報道関係者、研究者、地方公共団体、事業者、消費者等の様々な主体により、事故防止に活用される

概要

○平成21年度（2009年度）以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録

⇒ 約41万件の事故情報を検索可能
（令和7年7月時点）

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要

⇒ 当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は事業者名、商品名も閲覧可能

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

URL : <https://www.jikojoho.caa.go.jp/>

サイト画面

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トップ

操作方法

よくある質問

利用上の注意

お問い合わせ

リンク集

文字を標準に戻す

文字を大きくする



事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

複数の単語をスペース区切りで指定できます。何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数（H21年9月～）

407,017件

フリーワードの入力

検索する

詳しい条件で検索する



事故情報データベースからのお知らせ

■ 現在、お知らせはありません。



注目事故情報リスト

- ▶ リチウム電池内蔵充電器の事故
- ▶ 高齢者の事故
- ▶ 自転車の事故
- ▶ こども（10歳未満）の事故



関係機関からの注目情報・お知らせ

- ▶ 電動工具の事故に注意！（国民生活センター）
- ▶ 暑くなったらずいれです！～早めのエアコン試運転で事故と熱中症を防ぎましょう～（製品評価技術基盤機構）**[New]**
- ▶ 「車輪への巻き込み」が多発！～安全な自転車ライフを送るために確認すべき5つのポイント～（製品評価技術基盤機構）
- ▶ デジタル機器に「みず」「きず」「らっか」はNGです！～みんなのともだち「デジタル端末」を大切にしましょう～（製品評価技術基盤機構）

注意喚起の実施状況①

【事例1】 棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に関する注意喚起（令和5年9月21日）

葬儀の際、遺体の補正目的で棺（ひつぎ）内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故が消費者庁に寄せられた。



棺内にドライアイスを設置した際の二酸化炭素の推移について、国民生活センターで調査を実施。

事故事例・調査結果等を踏まえ、国民生活センターと連名で注意喚起を実施した。

棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意

ドライアイスは、食品の保冷輸送など様々な場面で利用されている消費者に身近な冷却剤です。水よりも温度が低く、液体にならず食品等が濡れることがないため便利ではあるものの、取扱いによっては事故につながるおそれがあります。

消費者庁には、葬儀の際、ご遺体の保冷目的で棺（ひつぎ）内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が寄せられていることから、今般、葬儀で棺に接する際に注意してほしいポイントを、棺内の二酸化炭素濃度等の測定結果を踏まえてご紹介します。



棺内を覗き込む様子(事故時のイメージ)

棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意



【事例2】 スノースポーツ中の事故に関する注意喚起（令和5年12月26日）

本格的なシーズンに合わせ、スノースポーツでの事故防止を呼びかけ。



News Release

令和5年12月26日

スノースポーツ中の事故に注意 — スキー・スノーボードの事故を中心に —

新型コロナウイルス感染症の感染症法「上の位置付け」が5類に変更されて初めてのウィンターシーズンを迎えます。これからスキーやスノーボード等のスノースポーツを存分に楽しもうといった方や始めようといった方もいるのではないのでしょうか。

スポーツには一定のけがを負うリスクがありますが、どのようなけがが発生するかを知った上で、けがを最小限にする事前の準備が大切です。スノースポーツは、主に自然の中で行うスポーツであるため、自身の技量に加え、自然環境（地形、天候等）などの影響により事故に遭うこともあり、全ての事故を防ぐことはできません。しかし、周囲への配慮や用具の適切な調整・メンテナンス、防具の活用により、事故を防げたり、傷害の程度を軽減できたりすることもあります。

そこで、今回は、全国スキー安全対策協議会が公表している事故情報と消費者庁に寄せられた事故情報を基に、最近のスノースポーツに関する事故の状況と実際の事故事例を御紹介し、御注意いただきたいポイントをお伝えします。



全国スキー安全対策協議会が公表している事故情報と消費者庁に寄せられた事故情報をもとに、
○事故情報の状況や事故事例
○注意すべきポイント
などを紹介した。

注意喚起の実施状況②

【事例3】リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起（令和6年12月5日）

経済協力開発機構（OECD）の加盟国における、リチウムイオン電池の安全性に関する国際共同啓発キャンペーンの実施にあわせて、リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起を実施。



寒い時期に使われる暖をとるための製品（電熱ウェア、充電式カイロ等）に焦点を当て、
○リチウムイオン電池は熱や衝撃に弱いといった性質があること
○リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意ポイント
などを紹介した。

【事例4】自転車用ヘルメットの安全性を示すマークに関する注意喚起（令和6年12月12日）

消費者庁で、インターネット上で自転車用ヘルメットを標ぼうする商品を販売する事業者3社に対し、これら事業者が景品表示法に違反する不当表示（優良誤認表示）を行ったことから、措置命令を実施。



消費者に対し、自転車用ヘルメットの安全性を示すマーク・規格について紹介するとともに、自転車用ヘルメットを購入する際のアドバイスなどを行った。

自転車用ヘルメットにおける外形上の主な注意点
以下の項目が一つでも該当すると、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格（EN1078やSG基準）を満たしません。

「CE認証済」等と表示し、販売されている自転車用ヘルメットの一部には、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合していないものがあります。そのような商品に係る広告に御注意ください。

ヘルメットの内側全面に衝撃吸収層が付いていないもの 頭部を保護するためには、ヘルメットの内側全面（通気穴は可）に、衝撃を吸収する一定の厚みのある発泡スチロール等の材が必要です。内装パッドやウレタンパッドを装着したのみでは、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格の適合に必要な衝撃吸収性能はほとんどありません。	  
あご紐の幅が15mm未満のものやチンカプ付きのもの あご紐の幅は、15mm以上でなければならず、チンカプ（あご受け）付きのものは不可です。	  
あご紐がヘルメットに確実に取り付けられていないもの あご紐がヘルメット本体から取り外しできるものは不可です。	  
ヘルメット着用時に視野が隠れるもの メーカーが指定する正しいヘルメットの着用位置で、顔中央の垂直軸から左右それぞれ105度の視野の確保が必要です。	 

消費者庁 表示対策課 消費者安全課 令和6年12月作成

注意喚起のツール

消費者や事業者等に幅広く周知するため、消費者庁ウェブサイトのほか、SNS、メールマガジンといったツールを活用

X (旧Twitter)

○消費者庁X (旧Twitter) (@caa_shohishacho)



消費者庁 @caa_shohishacho · 2024年12月5日
【リチウムイオン電池使用製品のトリセツ】
#リチウムイオン電池 は身近な製品に使われていますが、取扱いを誤ると火災事故にも。
電熱ウェア等のバッテリー、充電式カイロなどでも事故が発生しています。
これからの寒い時期、取扱いに注意して！
注意点は→
caa.go.jp/policies/police...
#BatterySafety

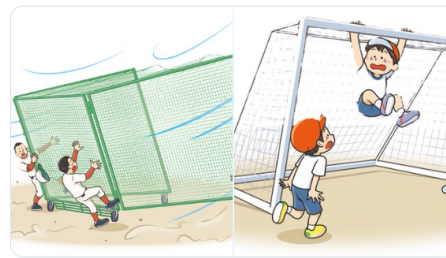


○消費者庁 みんなの消費安全ナビX (旧 Twitter) (@caa_kodomo)



消費者庁 みんなの消費安全ナビ @caa_kodomo

【スポーツ用大型器具による事故】
強風やぶら下がり等で下敷きになる重大事故も
○扱い方を確認、注意事項等を遵守
○指導者等の指示に従い、運搬等は十分な人数で声を掛け合って
○設置時はしっかり固定
○指導者等は適切に点検・メンテナンス
保管時にもご留意を
詳細は→
caa.go.jp/policies/police...



メールマガジン

○みんなの消費安全ナビ from 消費者庁

※ 事故防止を中心に、安全な消費生活に役立つ情報を定期的にお届けしている。

Vol.654 バットやクラブ、ボールに当たりけがをする事故が発生！



暑さも和らぎ、外でのスポーツがしやすい季節になってきました。野球やゴルフは多くの人に馴染みのあるスポーツですが、練習中や遊びの場面でも周囲への注意を怠ると、思わぬ事故につながる可能性があります。

消費者庁には、こどもがバット・クラブをスイングしている人の周囲やバッティングセンター・ゴルフの練習場等(以下「練習場等」といいます。)のブースに入り込んだことで、けがをしたという事故情報が医療機関から寄せられています(※)。

- ・「河川敷での野球大会で、グラウンドの外で素振りをしていた大人の振り切ったバットが、こどもの頭を直撃した。頭部挫創、陥没骨折、外傷性くも膜下出血が認められ、集中治療室に9日間の入院となった。」(2歳)
- ・「アミューズメントパークのバッティングコーナーで、保護者が目を離した隙にこどもがバッティングブースに入り込み、時速100〜120kmのボールが顔面に当たった。鼻骨と眼窩内を骨折し、入院が必要となった。」(5歳)
- ・「保護者がゴルフの練習をしていた際、スイングしたゴルフクラブがこどもの顔に当たった。3cmの挫創ができて、通院が必要となった。」(2歳)

スイングされたバットやクラブ、飛んできたボールなどに当たると骨折等の重大な怪我につながる恐れがあります。上記のような事故を防ぐために、以下の点に注意しましょう。